最終更新日：令和8年10月28日

公益財団法人日本卓球協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）アクションプラン（100周年に向けた10年計画・2021年～2031年）として「JTTAプロジェクト100（ワンハンドレッド）」が2021年6月理事会で了承され、同年10月に発表した。 （2）中長期計画であるミッション・ビジョンを策定し（2020年3月理事会）ウェブサイトに公表している。 https://jtta.or.jp/mission （3）計画策定にあたり、役職員などからヒアリングを行い、幅広く意見を募った。	1_中長期事業計画の策定へむけた現状報告書 2_中長期事業計画ミッション・ビジョン・アクションプラン概要 3_JTTA PROJECT 100 4_2019年度第4回理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）中長期事業計画アクションプランの「6-1組織再編とプロフェッショナル人材の活用」と「6-2事務局等業務の効率化」に定めている。人材育成基本方針については策定済み。 （2）本協会ウェブサイトに公開している。 https://jtta.or.jp/careerdev （3）2019年より協会の現状分析ならびにミッション・ビジョン・アクションプラン策定のため外部コンサルタントを継続活用している（2026年現在）。 （3）2022年4月よりデジタル化推進のため外部専門家を業務委託として受け入れている。	1_中長期事業計画の策定へむけた現状報告書 2_中長期事業計画ミッション・ビジョン・アクションプラン概要 51_JTTA人材育成基本方針 57_2026第１回理事会議事録
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）事業年度ごとに事業計画、収支予算を計画的に策定している。 中長期計画アクションプラン「4-2スポンサーシップおよび放映権の最大化」を図り協会運営の安定化を目指している。 （2）事業年度ごとに事業計画、収支予算を計画的に公表している。 （3）予算については中長期の計画は立てていないが、単年で四半期ごとに予算執行状況を注視しながら補正予算を作成し、いずれも理事会で審議・承認を得ている。 事業計画：https://jtta.or.jp/plan 財務諸表等：https://jtta.or.jp/finance	6_2026年度事業計画書 7_2026年度収支予算書 55_2026年度収支予算書第一次補正 2_中長期計画ミッション・ミッション・アクションプラン概要 58_2025第４回理事会議事録
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員については役員候補者の選考等に関する規程を制定し、 （1）外部理事の目標割合25％と設定している。2026年6月の改選において役員総数15名のうち、外部理事は4名で26.7％となり目標を達成した。 （2）女性理事の目標割合40％と設定している。2026年6月の改選において役員総数15名のうち、女性理事は6名で40％となり目標を達成した。 また、監事については3名のうち弁護士1名、公認会計士1名とし、うち女性も1名選出した。	5_定款 9_役員候補者の選考等に関する規程 45_役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員については評議員候補者の選考等に関する規程を制定し、留意事項として （1）外部有識者25％以上を目標としており、2024年6月の改選において評議員総数18名のうち、外部評議員は５名で27.7％となり目標を達成した。 （2）女性評議員40％以上を目標としているが、2024年6月の改選において評議員総数18名のうち、女性評議員は３名で16.6％となり目標未達成のため、女性評議員候補者の人材育成も含めて周知していきたい。	5_定款 10_評議員候補者の選考等に関する規程 11_評議員名簿
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）アスリート委員会を設置し、年一回以上開催している。 （2）アスリート委員8名中、男性2名女性6名で構成している。現役アスリート3名選出している。 （3）アスリートの声を組織運営に反映させるため、アスリート委員2名が理事に就任している。	12_アスリート委員会規程 49_2022～2025年度アスリート委員会活動報告 46_アスリート委員会名簿
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）理事会を実効性の確保から適正な規模とする為、2022年6月の評議員会に定款第19条にある理事数20～23名を2022年6月20日から13～15名に改訂することが承認された。 ・2025年度定時理事会年4回、臨時理事会1回開催。	5_定款 13_2022年度評議員会議事録 45_役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）役員等の就任時の年齢制限は、役員候補者の選考等に関する規程第5条第1号に規定している。 （役員候補者は、改選年度の3月31日現在においてその年齢が70歳以下であること。ただし、会長、副会長候補者は、上記において75歳以下であること。）	9_役員候補者の選考等に関する規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）役員等の新陳代謝を図る仕組みは、通算5期（定款で1期2年のため10年）までを役員候補者の選考等に関する規程第５条第8号に規定している。 （2）最長期間に達した者の対応については、2027年度中（2028年3月末まで）に改訂を検討する。	9_役員候補者の選考等に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置した。 （2）外部有識者、評議員をメンバーとし、7名の内女性3名を委員とした。 （3）役員候補者選考委員会の構成員に理事は0名。	9_役員候補者の選考等に関する規程 14_役員候補者選考委員会名簿 15_役員候補者選考委員会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（1）基本規程第2章倫理に規定している。	16_基本規程第2章倫理
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）基本規程、強化本部規程、加盟団体規程、事務局規程を整備している。	17_基本規程 18_強化本部規程 19_基本規程第3章加盟団体 8_事務局規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）基本規程ならびに個人情報保護法関連で整備済みである。	17_基本規程 20_個人情報保護法関連
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）役員の報酬等に関する規程と職員の給与規程を整備済みである。	21_評議員、役員の報酬等及び費用規程 22_給与規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）事務局規程第7章（資産管理運用）を整備済みである。	23_事務局規程第7章資産管理運用

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）基本規程第5章登録及び第7章付随的事業として整備済みである。	24_基本規程第5章登録及び第7章付随的事業
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）世界選手権大会ならびにオリンピックの代表選手選考基準は強化本部規程第29条（オリンピック、世界選手権派遣選手の選考）に基づき強化本部長が作成し、理事会で承認されたものを事前にウェブサイトに公表している。 （2）選手の権利保護については強化本部規程第31条（選手選考への異議申し立て）で仲裁を申し立てることができる。 （3）選手選考については、強化本部規程に基づき強化担当常務理事である強化本部長が選考基準を作成し理事会の承認を経て実施している。なお、強化本部長の選任については理事会の決議により理事の中から選定されている。 ●ウェブサイト選考基準リンク先：https://jtta.or.jp/national/selection	18_強化本部規程 ウェブサイト_各種国際大会日本代表選考基準
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）公認審判員制度を設けており、審査基準等を整備済みである。	25_公認審判員審査規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）法律相談全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整備している。財務会計部門においては、会計事務所と監査契約を締結し、定期的な監査・助言を受けると共に、懸念事項がある場合にはいつでも相談できる体制を整備済みである。 （2）監事に弁護士ならびに公認会計士がおり、職員も当該役員に日常的に相談をしている環境から、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	26_法律事務所との契約書 27_会計事務所との契約書 45_役員名簿
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）倫理・コンプライアンス委員会を設置し、年1回以上定期的に（2022年度3回、2023年度2回、2024年度4回、2025年度2回）開催している。2026年度は5月に実施した。 （2）倫理・コンプライアンス委員会規程第2条において、同委員会での所管事項を定めており、倫理に関する規程の整備や役職員の綱紀粛正及び社会規範意識の啓発に関する内容、コンプライアンス意識向上のための研修その他の施策に関する内容、処分に関する内容等について、組織的・継続的に実践することとしている。なお、これまでの同委員会では、主に処分に関する内容を中心に協議していたが、規程整備や役職員の啓発に関する内容、研修その他の施策に関する内容についても、今後、今年度中を目処に同委員会で協議していくこととしたい。 （3）9名中、男性7名女性2名で構成している。	28_倫理・コンプライアンス委員会規程 53_倫理・コンプライアンス委員会名簿 62_2022～2025年度倫理・コンプライアンス委員会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）倫理・コンプライアンス委員会に弁護士、公認会計士、法学者を配置している。	53_倫理・コンプライアンス委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）2026年度役員改選のため、2026年9月12日に役員向けのコンプライアンス研修を実施した。また、職員向けのコンプライアンス研修を10月21日に実施した。	63_役員向けコンプライアンス研修資料 64_職員向けコンプライアンス研修資料
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を年に1回以上実施している。 ・公認スポーツ指導者の更新研修で指導者向けのコンプライアンス教育カリキュラムを実施。2026年度（5か所で実施）①東日本：6月7日（長野）、②西日本：7月5日（愛媛）、③東日本：8月23日（岐阜）、④西日本：日程未定（山口）⑤中央（関東）：2027年2月14日（埼玉） ・選手向けのコンプライアンス教育については、JOCが主催するインテグリティ教育には参加を義務づけていると共に、ナショナルチームの合宿では行動規範遵守などの研修を実施している。2025年5月1日実施。2026年度は、合宿中など2027年3月末までに実施予定。	47_指導者コンプライアンス教育資料 52_選手コンプライアンス教育資料
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）審判員に対し年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。 ・公認レフェリー、上級公認審判員の2026年度更新継続研修で審判員向けのコンプライアンス教育カリキュラムを実施。 6月7日.21日.27（オンライン研修）	48_審判員コンプライアンス教育資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）専門家のサポートを受けることのできる体制を構築している。 （2）日常的には弁護士事務所、会計事務所、社会保険労務士と契約を結んでいる。	26_法律事務所との契約書 27_会計事務所との契約書 29_社会保険労務士との契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）外部会計事務所の監査による指導・助言を得て、財務経理処理を行っており、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 （2）2026年6月の役員改選において監事3名のうち弁護士、公認会計士各1名を選出し、①会計に関わる担当、②法務・規程に関わる担当、③大会運営に関わる担当を振り分け、組織の適正性に係わる監査を実施している。 （3）外部による会計監査及び監事による業務監査を実施している。	45_役員名簿 59_2025監査報告 60_財務調査報告書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、2年から3年毎に日本スポーツ振興センターによる実態調査を受けている。（実態調査最終年度2024年11月）	30_toto助成の手引き 50_2025年度JOC補助金・精算払い通知 31_2024年度JSC実態調査・実施通知 32_2026年度totoくじ助成金・交付確定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）法令上求められている貸借対照表の他、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、事業計画をホームページに開示している。 https://jtta.or.jp/finance	56_2025年度財務諸表等
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（1）選手選考に関する規程を設けている。 ・選手選考基準は理事会承認後、ホームページに開示している。 ・選考基準に基づき決定した代表選手についてもホームページに掲載している。 ●ウェブサイト選考基準リンク先：https://jtta.or.jp/national/selection	18_強化本部規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1）日本卓球協会のガバナンスコード適合状況は毎年更新しており、2025年10月更新が最新である。 https://jtta.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/wp-content/uploads/2025/10/21104542/20251021_governanceCode.pdf	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）基本規程第2章倫理第 11 条では「本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。」としている。また第14条では「本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。」と定めている。 Ｔリーグ、卓球場経営者、卓球ショップ経営者の委員会委員・役員就任が課題であるため、実際の組織運営・業務運営上も利益相反については常に留意している。 （2）利益相反管理規程、利益相反ポリシーを整備済み。	16_基本規程第2章倫理 33_利益相反管理規程 34_利益相反ポリシー
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（1）利益相反ポリシーを整備済み。	34_利益相反ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）通報制度についてはホームページ上にその旨掲載し、実行している。 https://jtta.or.jp/jttareport （2）担当窓口に弁護士事務所を置いている。 （2）設置規程第6条（情報の保護）に基づき通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を遵守し対応している。 （3）通報者から得た情報については、設置規程第6条（情報の保護）において、情報の管理を厳密に取り扱う事としている。 （4）設置規程第7条（不利益取扱いの禁止）において、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 （5）役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付け等については2026年9月12日の役員向けコンプライアンス研修にて実施。また、職員向けのコンプライアンス研修を2026年10月21日に実施した。	35_通報及び相談窓口設置に関する規程 64_職員向けコンプライアンス研修資料
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1）弁護士、公認会計士、法学者を含む倫理・コンプライアンス委員会を整備している。 通報相談窓口の問い合わせ先は弁護士事務所に直通となっており、必要に応じて事実確認等を行った上で、倫理・コンプライアンス委員会で審議する事案か否かを判断する。	36_弁護士事務所との業務委託契約書 53_倫理・コンプライアンス委員会名簿
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（1）懲罰制度における禁止行為は、懲戒規程第3条、処分対象者は第2条、処分の内容は第4条、処分に至るまでの手続は第8条にそれぞれ定めている。 （2）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 （3）処分審査を行うにあたって処分対象者に対し弁明の機会を懲戒規程第9条に定めている。 （4）処分結果は処分対象者に対し処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続きの可否、その手続きの期限等が記載された書面にて通知することを懲戒規程第10条に定めている。 https://jtta.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/wp-content/uploads/2023/06/14104958/20230610_kitei03_6.pdf	37_懲戒規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（1）弁護士、公認会計士、法学者を含む倫理・コンプライアンス委員会が担当している。 処分の対象となる事案が判明した場合、倫理・コンプライアンス委員会で事案を審査し、処分をし、理事会に上程する。理事会は、倫理・コンプライアンス委員会からの報告内容について審議し、決議を経て処分を決定する。	38_基本規程第11章処分 53_倫理・コンプライアンス委員会名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項については、基本規程第1章総則第3条第3項に定めている。 （2）自動応諾条項の対象事項については、基本規程第11章処分第126条並びに強化本部規程第31条において、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む本協会のあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 （3）申立期間については合理的ではない制限を設けておらず、基本規程第126条では処分における不服申立については日本スポーツ仲裁機構の規則に準じている。また、強化本部規程第31条では代表選手の選考についての申立期間は、「その申し立ては決定の日、あるいは本協会ウェブサイト掲載の日から2 週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない」と定めている。	39_基本規程第1章総則 38_基本規程第11章処分 18_強化本部規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを懲戒規程で整備済み。	37_懲戒規程 61_処分決定通知書ひな形
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理体制を危機管理規程で定めている。 （2）危機管理マニュアルについては、リスク管理ガイドラインとして策定している。 （3）リスク管理ガイドラインに不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 （4）リスク管理ガイドライン（事実確認）に記載してあるとおり、社会的影響が大きい場合や本協会の調査では客観性、中立性が疑われる可能性がある場合は、独立性、中立性、専門性が担保された第三者委員会を設置することとしている。なお、リスク事象は①役職員②ナショナルチーム③加盟団体④自然災害等の４パターンを想定している。	40_危機管理規程 41_リスク管理ガイドライン
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	（1）過去4年間において当協会における不祥事はありません。 （2）過去4年間において当協会における不祥事はありません。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）過去4年間において当協会における不祥事はありません。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）基本規程第3章加盟団体第21条から第31条に、加盟団体の要件、分担金、提出書類、処分、責務などを明確に定めている。 （2）定款第４条６項に「加盟団体の行う事業運営の援助を行うこと」と定めている。この方針に基づき、その一環として、加盟団体における組織運営の健全化支援のため、2019年～2021年に加盟団体へ法人化の支援（費用負担・行政書士の紹介）を行い、2026年3月末までに54団体中30団体が法人化を完了している。 （3）法人化に係わるアンケートを実施し、定期更新チェックリストならびに法人化資料Q&A（よくある質問45選）を作成し加盟団体に配布した。	5_定款 19_基本規程第3章加盟団体 54_2026JTTA組織図 43_定期更新チェックリスト 44_法人化資料Q&A
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）地方組織等の運営者に対して、以下のような支援を行っている。 ・適時mail等による情報提供を行っている。 ・法人化に係わるアンケートを実施し、定期更新チェックリストならびに法人化資料Q&A（よくある質問45選）を作成し加盟団体に配布した。 ・加盟団体代表者会議にて情報提供を行っている。 ・2026年度加盟団体代表者会議は11月14日に開催予定。	5_定款 19_基本規程第3章加盟団体 42_2025年度加盟団体代表者会議開催案内ならびに資料 43_定期更新チェックリスト 44_法人化資料Q&A